

第2期 南小国町 公共施設等総合管理計画

熊本県 南小国町

令和8年3月改訂

目次

第1章 公共施設等総合管理計画の目的等	1
1 公共施設等総合管理計画の目的.....	2
2 公共施設等総合管理計画の位置付け	3
3 計画期間.....	4
4 計画の進行管理、マネジメント.....	5
5 推進体制.....	5
第2章 公共施設等の現状と将来見通し.....	6
1 対象施設	7
2 施設の現状	9
3 総人口や年代別人口についての今後の見通し.....	19
4 維持管理等に係る経費の見込み.....	20
5 将来の更新費用の見通し	23
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	35
1 公共施設における現状と課題.....	36
2 全体目標.....	37
3 公共施設等の維持管理方針	39
4 計画のフォローアップの実施方針等	42
第4章 施設類型ごとの基本方針	43
1 建築系公共施設	44
2 土木系公共施設	63
3 企業会計施設	66

第1章 公共施設等総合管理計画の 目的等

1 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、我が国においては、1960年から1970年代の高度経済成長を背景に、公共投資が進み多くの公共施設やインフラの整備が進められてきました。その当時に建設された公共施設の多くが老朽化し、大規模改修や建替えが必要となっています。

本町においても公共施設の老朽化は大きな問題となっており、将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。また今後人口構成の変化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

この状況下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請されることとなりました。本町においても、こうした課題への対策が重要であると考え、平成29年3月に「南小国町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

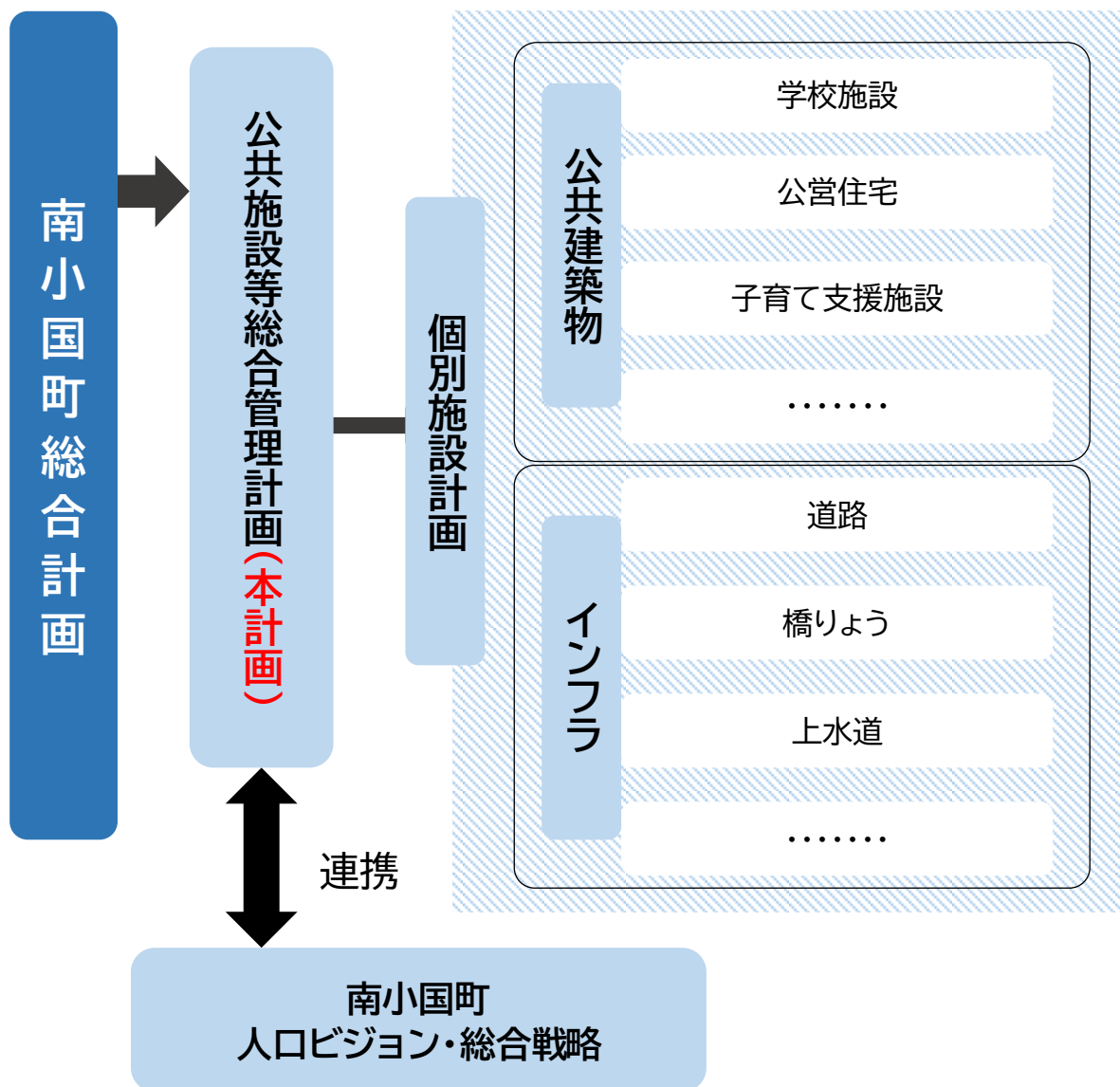
さらに、個別の施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の劣化状況等を踏まえ、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した施設分類毎の個別施設計画を令和3年3月に策定しました。

「南小国町公共施設等総合管理計画」については、第1期の計画期間が令和7年度までであることから、各個別施設計画の内容やこれまでの取組み内容等を踏まえ、本計画を改訂し、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むこととします。

2 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「南小国町総合計画」を下支えする計画であり、「南小国町人口ビジョン・総合戦略」とも連携し、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。

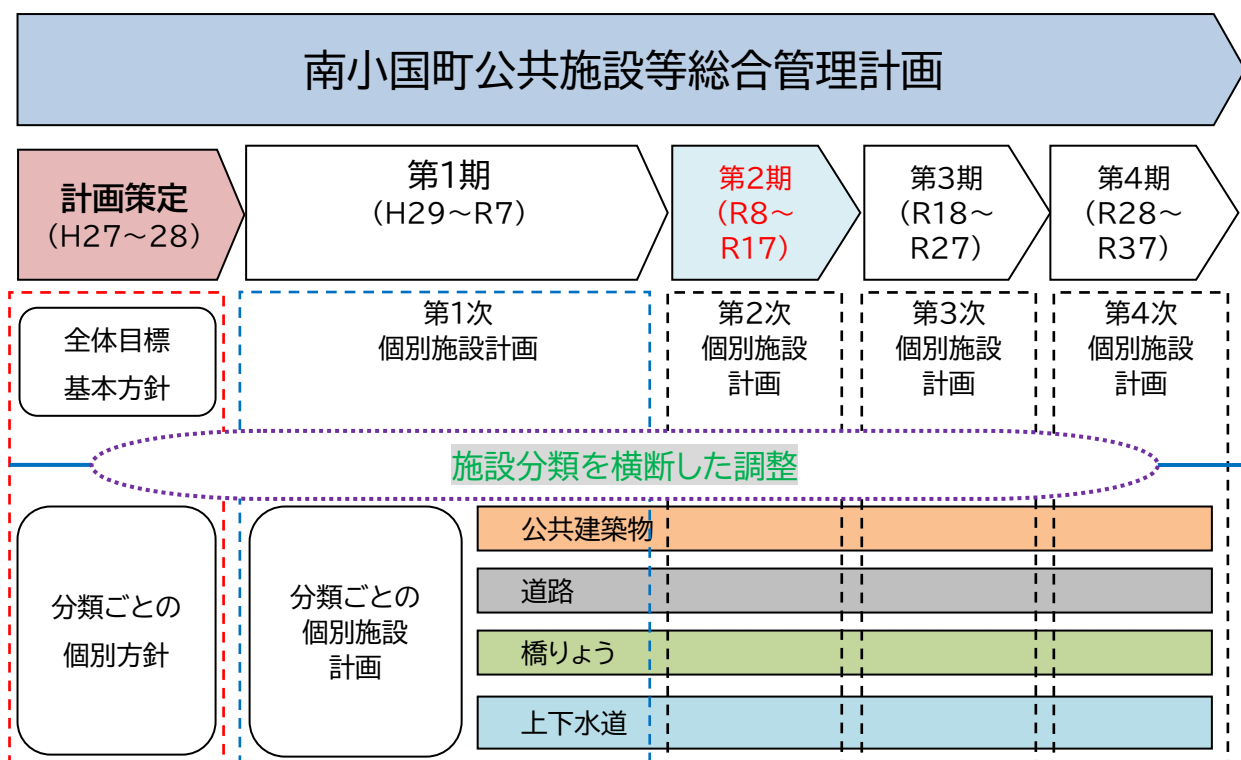
公共建築物やインフラの個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。



3 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間の将来推計に基づき策定しました。

策定作業に充てた平成 28 年度を除いた、平成 29 年度から令和 37 年度までの 39 年間の計画期間とします。また、当初の平成 29 年度から令和 7 年度までの 9 年間の第 1 期として、以後 10 年毎に第 2 期～第 4 期に分け、具体的な個別施設計画を策定します。



4 計画の進行管理、マネジメント

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画のマネジメント担当部局を定め、担当部局において、計画の進行管理・マネジメントを行います。

計画については、5年後にローリング¹するとともに、更新費用試算条件の変更となった場合に、適宜見直しを行います。また、公共施設等の状況を把握し、施設の数量、品質、コストの観点から計画の実施状況を検証します。検証の結果、必要と認められた場合には計画の見直しを行います。

5 推進体制

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント統括部局を設置し、全庁的な取組体制を構築します。

施設情報の一元管理においては、固定資産台帳管理システムを活用し、関係課等との共有を図ります。

町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。作成した計画については、町民に公表し、意見を反映します。

地方公会計(固定資産台帳)の活用として、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を実施します。また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載します。

¹ 長期計画と現実とのズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、定期的に行っていくこと。

第2章 公共施設等の現状と将来見 通し

1 対象施設

本計画では町が所有するすべての施設を対象とし、建築系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設の3つに分類し整理します。さらに建築系公共施設は機能別に12に分類し、土木系公共施設は、道路(橋りょう含む)、林道、河川に、企業会計施設は、上水道施設、下水道施設に分類し整理します。

対象とする施設分類(機能別分類)

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建築系 公共施設※	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	学校給食センター
	町民文化系施設	集会施設	公民館、集会所、 コミュニティセンター等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、グラウンド管理棟等
		レクリエーション施設 ・観光施設	黒川温泉ふれあい広場、 南小国町総合物産館 南小国町交流促進センター
	産業系施設	産業系施設	農産物加工所、 農産物直売所等
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	保育園
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	介護予防拠点施設
		その他社会福祉施設	旧グループホーム森園
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎
		消防施設	消防詰所等
		その他行政系施設	備蓄倉庫、防災施設等
	公営住宅	公営住宅	町営住宅
	公園	公園	管理棟・倉庫・便所等
供給処理施設	供給処理施設	浄化センター、 クリーンセンター等	
その他	その他	まちづくり住宅 暮らし体験住宅 生活体験施設 普通財産、駐車場等	
土木系 公共施設	道路	道路	一級、二級、その他町道
		橋りょう	PC橋・RC橋・鋼橋等
	林道	林道	林道
	河川	河川	河川
企業会計施設	上水道施設	上水道施設	管路、排水場、浄水場等
	下水道施設	下水道施設	管路、ポンプ場、処理場等

※建築系公共施設の大分類・中分類は、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトにおける分類

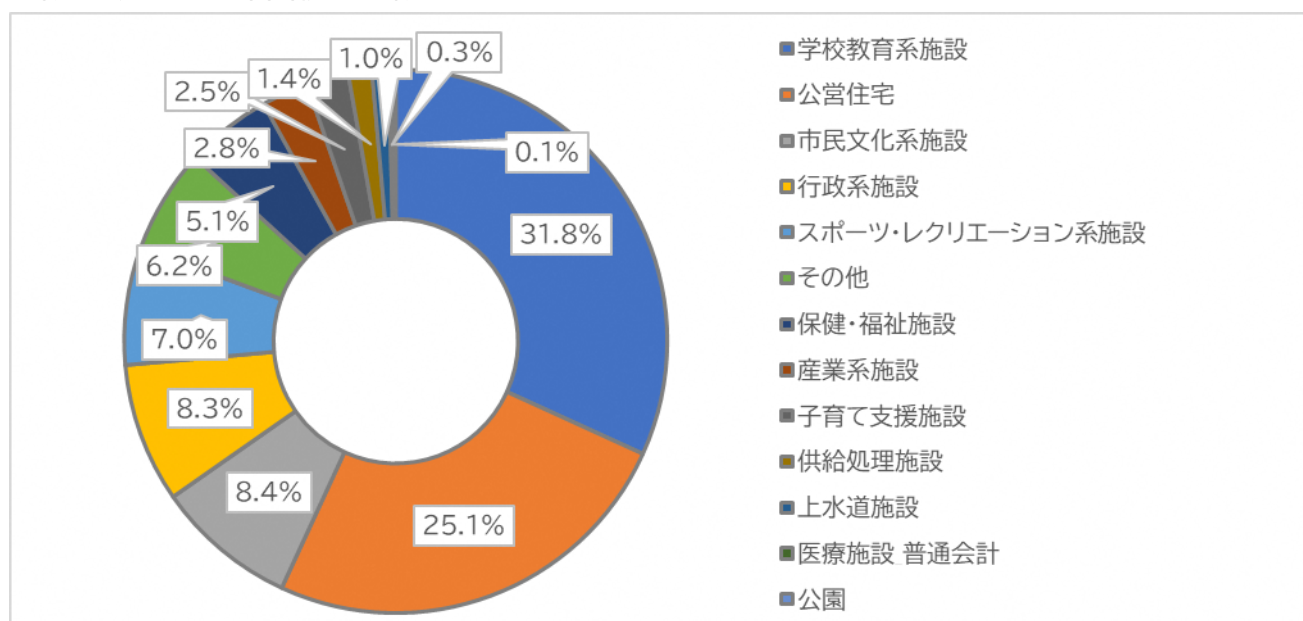
施設保有量の推移

種類		単位	第1期	第2期
建築系公共施設		施設数	89 施設	91 施設 (+2 施設)
		総延床面積	44,738.00 m ²	47,188.65 m ² (+2,450.65 m ²)
土木系 公共施設	道路	延長	約 318km	約 318km
	橋りょう	延長	約 2km	約 2km
	林道	延長	約 48km	約 48km
	河川	延長	約 100km	約 100km
企業会計 施設	上水道	延長	約 97km	約 89km (-8km)
	下水道	延長	約 31km	約 31km

主要施設の建築年度

- 昭和 45 年:市原小学校・校舎
- 昭和 53 年:南小国中学校・校舎
- 昭和 62 年:中原小学校・校舎
- 平成 2 年:りんどうヶ丘小学校・校舎、公民館星和分館
- 平成 8 年:南小国町地域福祉センター
- 平成 12 年:公民館波居原分館
- 平成 27 年:南小国町役場
- 平成 29 年:黒川保育園
- 令和 3 年:南小国町役場別館

施設分類別の延床面積の内訳



(2)有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出したもので、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができます。

南小国町の有形固定資産減価償却率は、上昇傾向にあり、令和2年度までは類似団体平均を下回っていましたが、令和3年度以降類似団体平均を上回っています。

有形固定資産減価償却率の推移

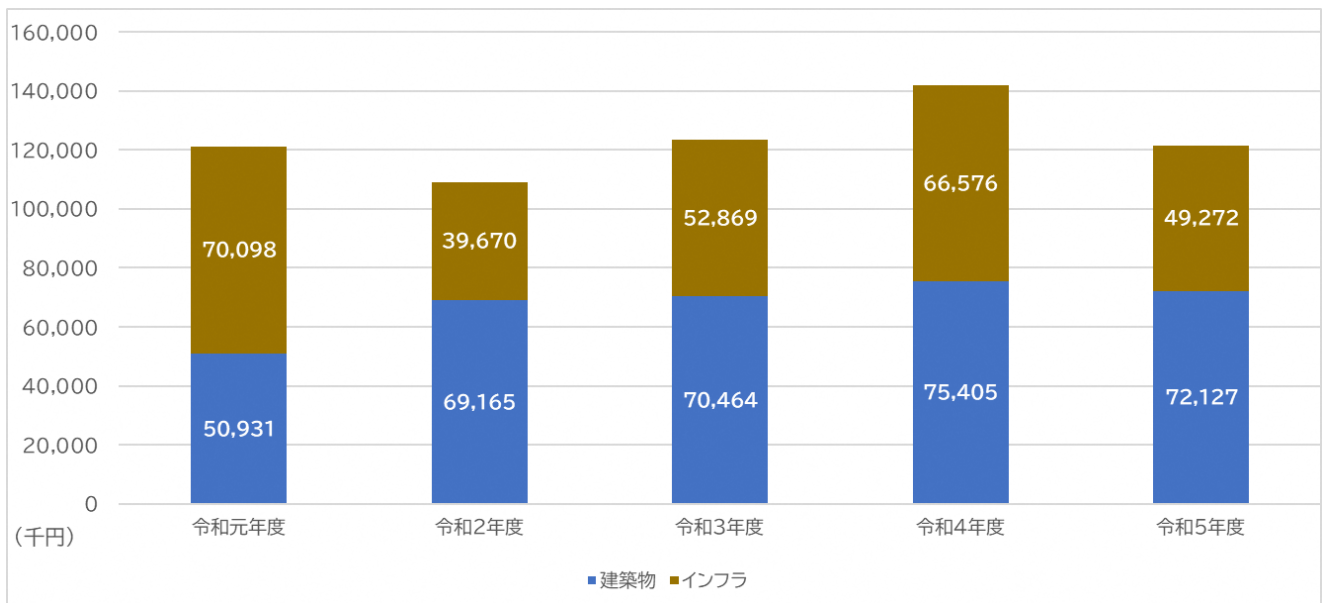
団体	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
南小国町	58.4%	60.2%	61.7%	63.6%	64.7%
類似団体平均	60.3%	61.0%	60.9%	62.3%	62.5%

(3) 現在要している維持管理経費

令和元年度から令和5年度にかけての施設の維持管理に要するコスト(点検・調査、修繕等)を集計しました。

過去5年の平均で見ると、約 1.2 億円の維持管理経費がかかっていますが、内訳では建築物が約 0.7 億円、インフラが約 0.6億円となっています。

施設の維持管理コスト



(4) 過去に行った対策の実績

第1期の公共施設等総合管理計画の期間内で公共施設マネジメントとして実施した対策は、以下の通りです。

連番	施設用途	施設名	対策の種類	対策の内容	実施年度
1	町民文化系施設	黒川温泉駐車場	民間活用 (民営化、指定管理、賃貸借等)	施設設置当初から指定管理者制度を導入	H30 ～
2	町民文化系施設	コミュニティーセンター	維持管理費削減	施設照明 LED 化	R2
3	町民文化系施設	南小国町自然休養村管理センター	除却	用途廃止し、建物を解体した	R6
4	スポーツ・レクリエーション系施設	南小国町総合物産館	民間活用 (民営化、指定管理、賃貸借等)	開設当初より指定管理者制度を導入、委託料の見直し	R1
5	スポーツ・レクリエーション系施設	南小国町交流促進センター	民間活用 (民営化、指定管理、賃貸借等)	開設当初より指定管理者制度を導入、見直しを含めた検討を実施 木質バイオマスボイラー導入による経費削減を実施	R2
6	スポーツ・レクリエーション系施設	南小国町交流促進センター	長寿命化	機械棟及び生産直売所の 大規模改修を実施	R7
7	産業系施設	農産物加工所	民間活用 (民営化、指定管理、賃貸借等)	年間を通じた使用を民間に実施	R2
8	産業系施設	農産物直売所	民間活用 (民営化、指定管理、賃貸借等)	使用許可による民間への貸出を行っている	R2
9	学校教育系施設	中原小学校	耐震化	非構造部材落下防止対策 (体育館)	R2
10	学校教育系施設	市原小学校	耐震化	非構造部材落下防止対策 (体育館)	R2

連番	施設用途	施設名	対策の種類	対策の内容	実施年度
11	学校教育系施設	りんどうヶ丘小学校	耐震化	非構造部材落下防止対策(体育館)	R2
12	学校教育系施設	南小国中学校	耐震化	非構造部材落下防止対策(体育館)	R2
13	学校教育系施設	市原小学校	長寿命化	老朽化による対策工事を実施	R3
14	学校教育系施設	りんどうヶ丘小学校	長寿命化	老朽化による屋根・外壁の改修工事を実施	R3
15	学校教育系施設	市原小学校	長寿命化	体育館の屋根・外壁の改修、照明器具の更新(LED化)工事を実施	R5
16	学校教育系施設	りんどうヶ丘小学校	長寿命化	体育館の屋根・外壁の改修、照明器具の更新(LED化)、トイレ改修工事を実施	R5
17	子育て支援施設	市原保育園	ユニバーサルデザイン化	園児のトイレの洋式化を図った	H28
18	子育て支援施設	中原保育園	長寿命化	老朽化及び熊本地震のため補修を行った	H28
19	子育て支援施設	中原保育園	長寿命化	老朽化により、屋根の改修を行った	H29
20	子育て支援施設	黒川保育園	建替え	熊本地震により施設が使用不可となったため、新築移転した	H29
21	保健・福祉施設	南小国町地域福祉センター	民間活用(民営化、指定管理、賃貸借等)	指定管理者制度を導入している	H8~
22	医療施設_病院会計	歯科診療施設(きよら歯科)	民間活用(民営化、指定管理、賃貸借等)	賃貸借を行っている	R1~

連番	施設用途	施設名	対策の種類	対策の内容	実施年度
23	行政系施設	消防詰所(瓜上)	建替え	老朽化のため現地建替えを行った	H28
24	行政系施設	消防詰所(矢田原)	建替え	老朽化のため現地建替えを行った	H28
25	行政系施設	消防詰所(市原)	建替え	老朽化のため現地建替えを行った	H28
26	公営住宅	市原団地	長寿命化	計画に基づき修繕・長寿命化を実施	H28 ～
27	公営住宅	杉田団地	長寿命化	計画に基づき修繕・長寿命化を実施	H28 ～
28	公営住宅	矢津田団地	長寿命化	計画に基づき修繕・長寿命化を実施	H28 ～
29	公営住宅	中原団地	長寿命化	計画に基づき修繕・長寿命化を実施	H28 ～
30	公営住宅	満願寺団地	長寿命化	計画に基づき修繕・長寿命化を実施	H28 ～
31	公営住宅	北黒川団地	長寿命化	計画に基づき修繕・長寿命化を実施	H28 ～
32	公園	南小国町山村広場	その他	施設整備及び利用促進のための看板設置	H28
33	公園	すずめ地獄公園屋外トイレ	その他	施設のあり方検討	R2
34	その他	石転資材倉庫	長寿命化	経年劣化により損傷が激しいため改修を行った	H30
35	その他	農村婦人健康生活施設	転用	施設としては閉鎖し、倉庫として転用(現在は解体)	R1

連番	施設用途	施設名	対策の種類	対策の内容	実施 年度
36	その他	小国高等学校 教職員住宅	転用	お試し住宅として転用	R6～
37	産業系施設	マイタケ生産施 設	民間活用 (民営化、指定管理、賃 貸借等)	開設当初より指定管理で あり、2021年度に建物 以外の修繕等を行った	R3

(5)インフラ系公共施設

①道路

施設の数量

南小国町が管理する道路は、令和5年度末時点で約318km、約125万㎡となっています。

区分	種別	実延長(m)	道路部面積(㎡)
道路	1級(幹線)町道	27,192	177,522
	2級(幹線)町道	25,226	143,203
	その他の町道	265,395	931,315
	合計	317,813	1,252,040

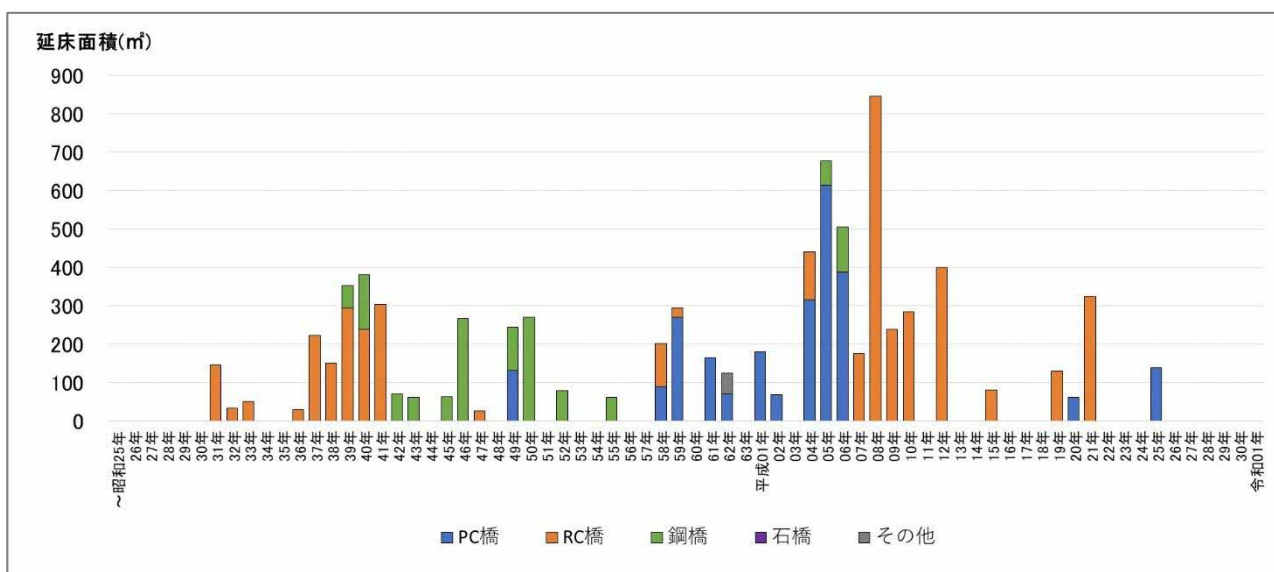
②橋りょう

施設の数量

南小国町が管理する橋りょうは、令和5年度末時点で136橋(約2km、約1万㎡)あります。年度別整備数をみると、昭和31年度以降整備されていますが、全体の半数が整備年度不明となっています。

区分	実延長(m)	道路部面積(㎡)
橋りょう	1,903	9051

橋りょう 構造別年度別整備面積



③林道

施設の数

南小国町が管理する道路は、令和5年度末時点で約48km、約14万㎡となっています。

区分	実延長(m)	道路部面積(㎡)
林道	47,638	142,339

④トンネル

施設の数

南小国町が管理するトンネルは、令和5年度末時点で2本、約0.3kmあります。

区分	実延長(m)
トンネル	301.8

⑤農道

施設の数

南小国町が管理する農道は、令和5年度末時点で約6km、約4万㎡となっています。

区分	実延長(m)	道路部面積(㎡)
農道	5,590	39,130

⑥河川

施設の数

南小国町が管理する河川は、令和5年度末時点で38本、約100kmあります。

区分	実延長(m)
河川	99,980.5

(6) 企業会計施設

① 上水道

施設の数量

南小国町が管理する水道管は、令和5年度末時点で約89kmあります。

区分	種別	総延長(m)
上水道	導水管	10,760
	送水管	7,480
	配水管	70,655
合計		88,895

施設名称	施設面積 (㎡)	建築年度 (年度)	築年数
瀬の本簡易水道区(瀬の本配水池テレメーター室)	4	昭和39年	61
黒川簡易水道(黒川第1送水ポンプ所)	21.6	昭和41年	59
中原簡易水道(中原配水池滅菌室)	4.2	昭和55年	45
満願寺簡易水道(志童子水源地送水ポンプ所)	10.8	昭和57年	43
中原簡易水道(下中原水源地送水ポンプ所)	9.8	昭和61年	39
波居原簡易水道(波居原水源地送水ポンプ所)	34	昭和61年	39
波居原簡易水道(波居原第2送水ポンプ所)	45	平成7年	30
中原簡易水道(中原水源地送水ポンプ所)	56	平成8年	29
中原簡易水道(赤迫配水池テレメーター室)	24	平成8年	29
中原簡易水道(樋ノ口配水池テレメーター室)	18.6	平成10年	27
満願寺西簡易水道(吉原送水ポンプ所)	48	平成11年	26
満願寺西簡易水道(星和水源地送水ポンプ所)	72	平成11年	26
満願寺西簡易水道(扇第2調整池滅菌室)	4	平成12年	25
水道資材倉庫	16.5	平成30年	7
市原簡易水道(配水池テレメータ)	6.86	不明	-

② 下水道

施設の数量

南小国町が管理する下水道管は、令和5年度末時点で約31kmあります。

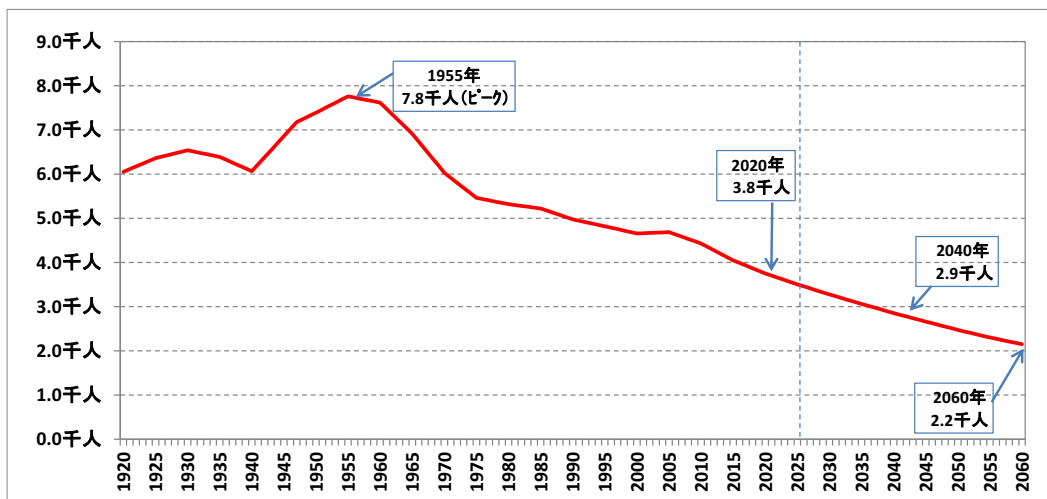
区分	総延長(m)
下水管	31,000

3 総人口や年代別人口についての今後の見通し

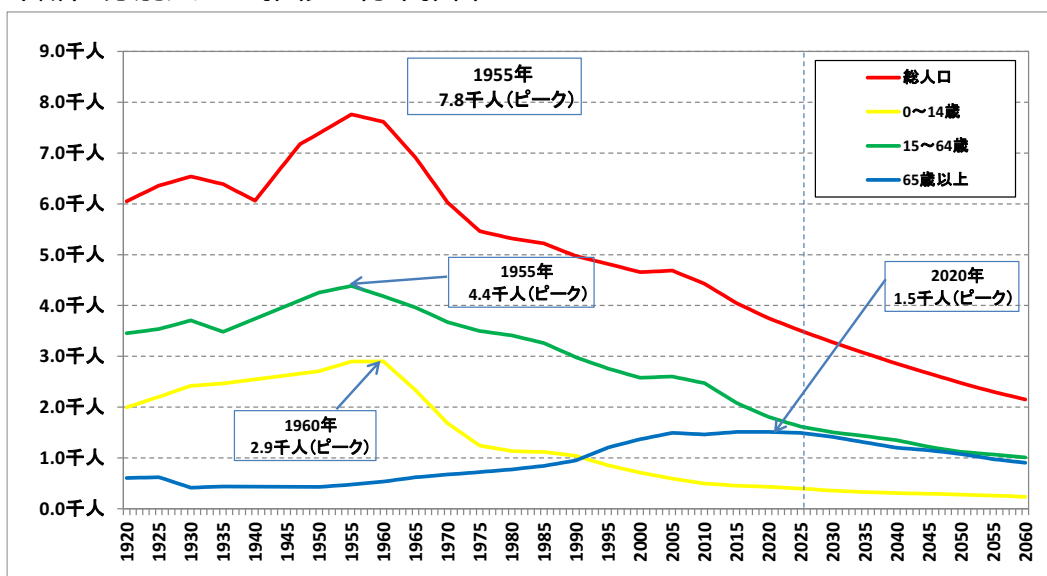
(1) 人口の動向と将来予測

社人研の人口推計を用いた推計によると、令和22年の総人口は2,854人、令和42年の総人口は2,151人となっています。この推計値は、過去の人口動態を基礎に算出された社会増減、出生率等の指標が長期にわたって維持される前提での推計となっています。年齢区分別人口では、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)がそれぞれ昭和35年(1960年)、昭和30年(1955年)以降減少傾向にあります。老年人口(65歳以上)も令和2年(2020年)に減少に転じています。

総人口の推移と将来推計



年齢区分別人口の推移と将来推計



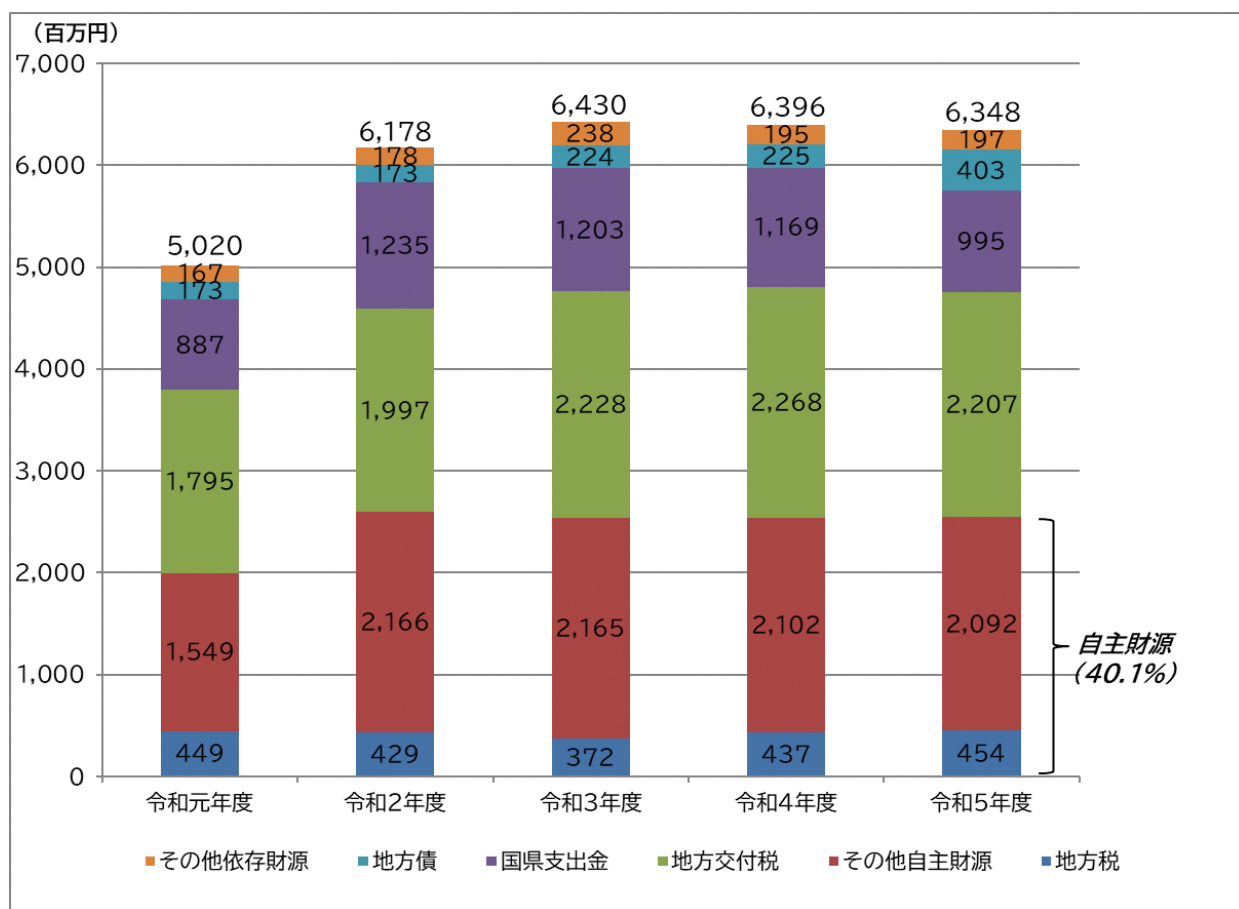
(南小国町人口ビジョン)

4 維持管理等に係る経費の見込み

(1) 歳入歳出の推移

【歳入】

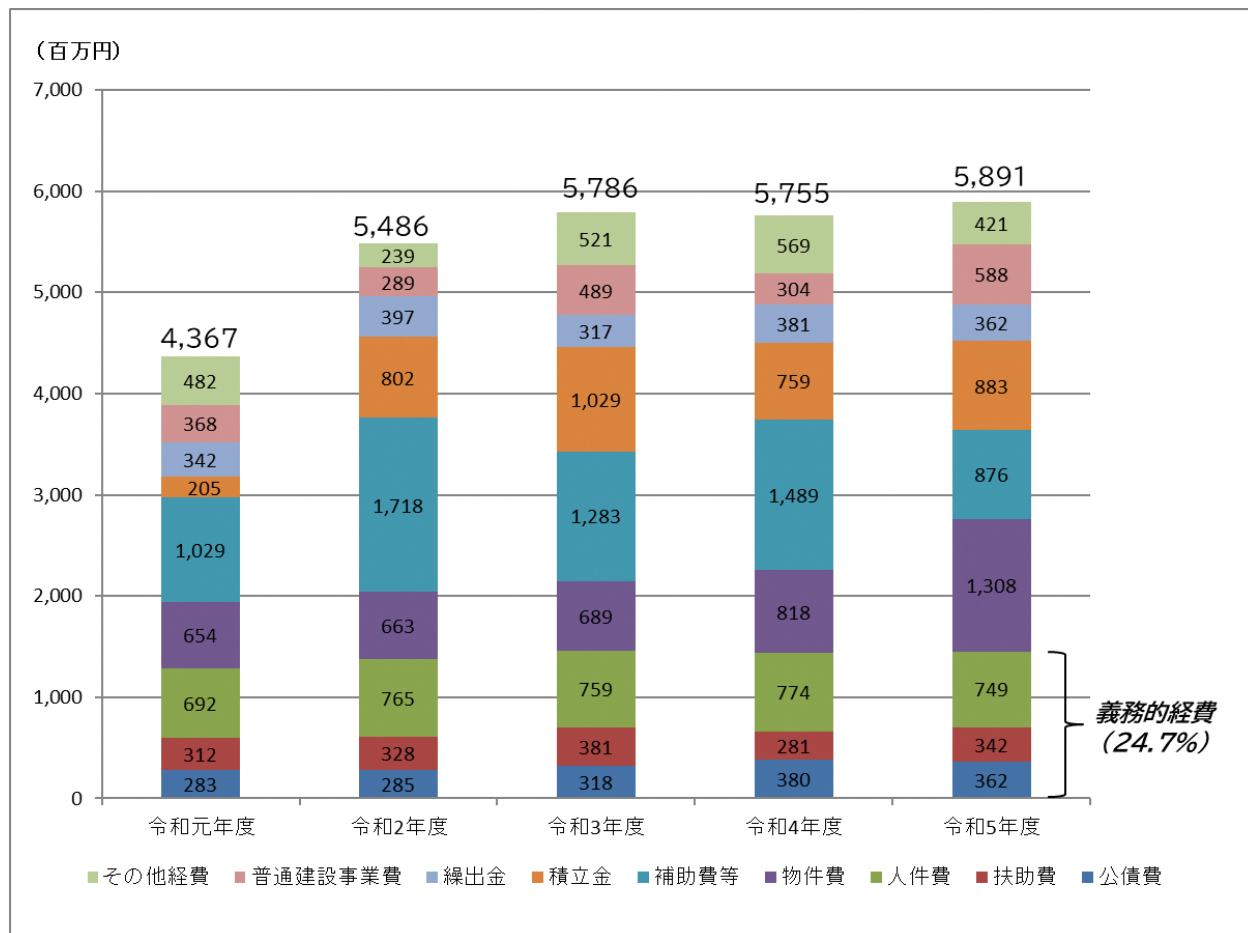
過去5年間における歳入額の推移をみると、50～64 億円の間で推移しており、令和3年度が最も大きくなっています。また、自主財源比率²は、令和5年度で、40.1%となっています。



² 歳入に占める自主財源の割合。自主財源は、地方公共団体が自主的に調達できる財源で、地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金など。

【歳出】

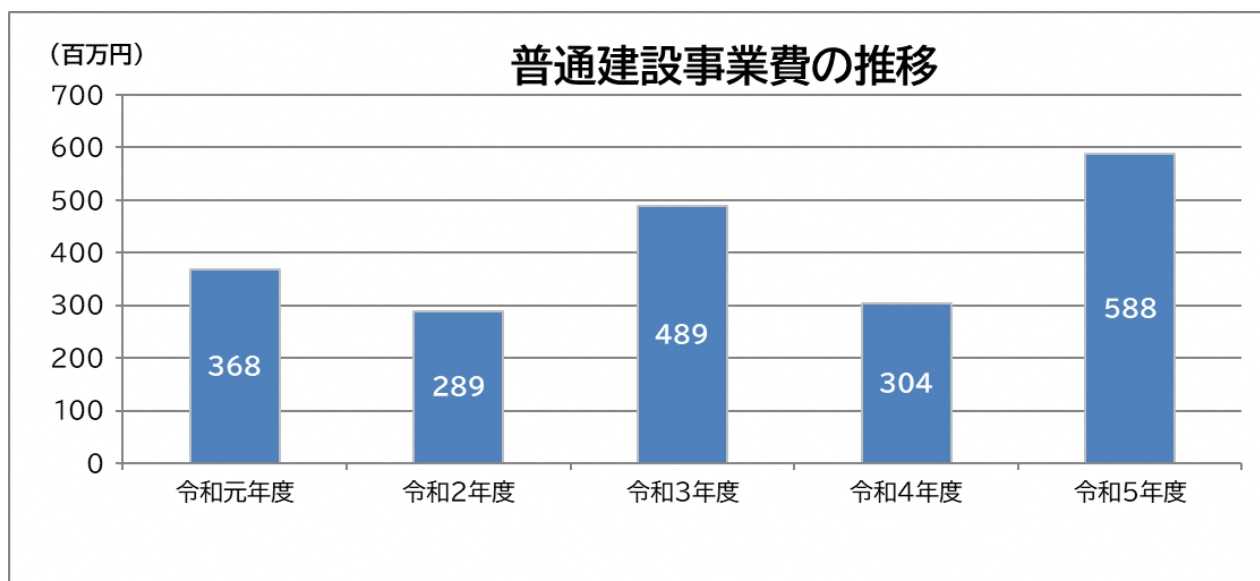
過去5年間における歳出額の推移をみると、43～58 億円の間で推移しており、令和5年度が最も大きくなっています。義務的経費³の比率は、減少傾向にあり、令和5年度で、24.7%となっています。



³ 歳出のうち、支出が法令などで義務付けられ、任意に削減できない経費。人件費・公債費・扶助費など。

【普通建設事業費】

過去5年間における普通建設事業費の推移をみると、約 2.9～5.9 億円の間で推移しています。5年間の平均は約 4.1 億円で、最も少ない令和2年度と最も多い令和5年度では、約2倍の差があります。

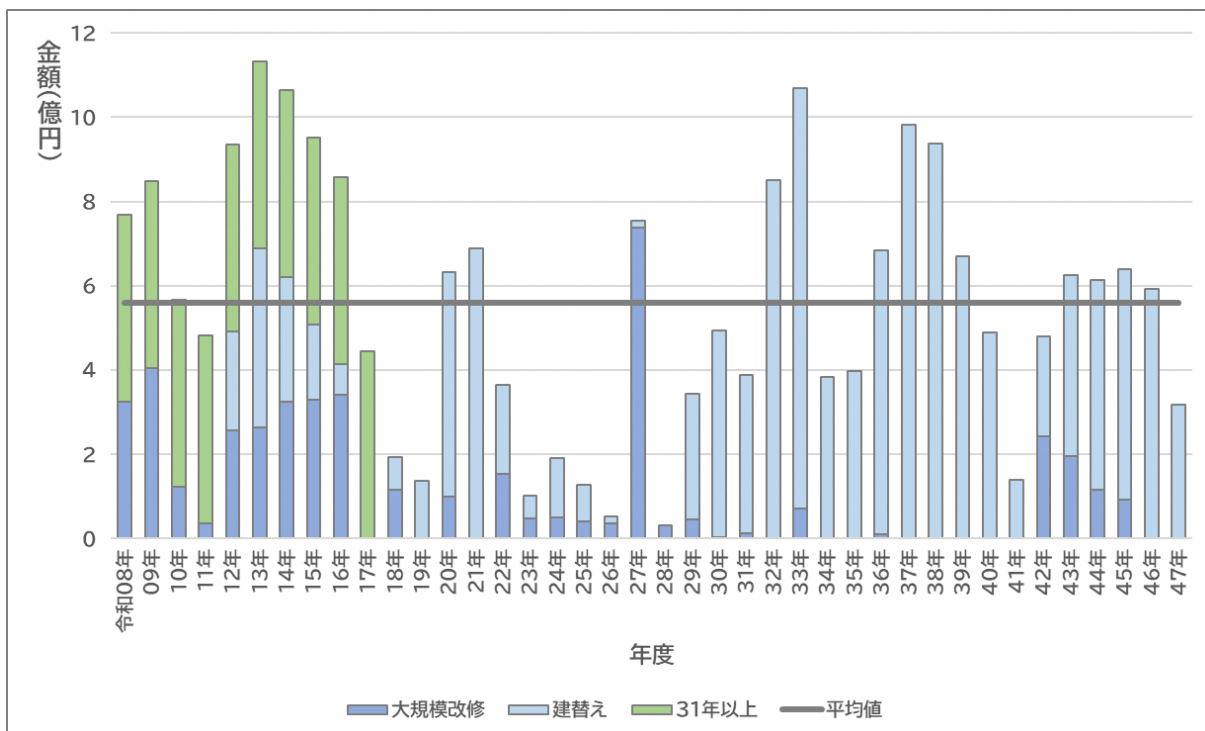


5 将来の更新費用の見通し

(1) 建築系公共施設の更新費用の試算結果

本町が所有する建築系公共施設を、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま建て替えた場合、今後40年間で224.2億円(年平均5.6億円)の更新費用がかかることが分かりました。直近5カ年の公共施設にかかる投資的経費をみると、年平均で約1.6億円です。投資実績額と比較すると、今後、約3.5倍の費用がかかることとなります。

建築系公共施設の更新費用



建築系公共施設の直近5カ年の投資的経費

(単位:千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
令和元年度	93,345	15,472	0	108,817
令和2年度	13,934	0	66	14,000
令和3年度	119,520	98,844	85,129	303,493
令和4年度	42,147	0	1,643	43,790
令和5年度	352,001	0	0	352,001
合計	620,947	114,316	86,838	822,101
平均	124,189	22,863	17,368	164,420

公共施設等更新費用試算ソフトの更新費用シミュレーション条件

- 更新費用の推計額
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。
- 計算方法
耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。
延べ床面積×更新単価
- 更新単価
すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
- 大規模改修単価
建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
- 耐用年数
標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。
日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
- 大規模改修
建設後30年で行うものとする。
- 地域格差
地域差は考慮しないものとする。
- 経過年数が31年以上50年までのもの
今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- 経過年数が51年以上のもの
建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。
- 耐用年数が超過しているもの
今後10年間で均等に更新するものとして計算する。
- 建替え期間
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。
- 修繕期間
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

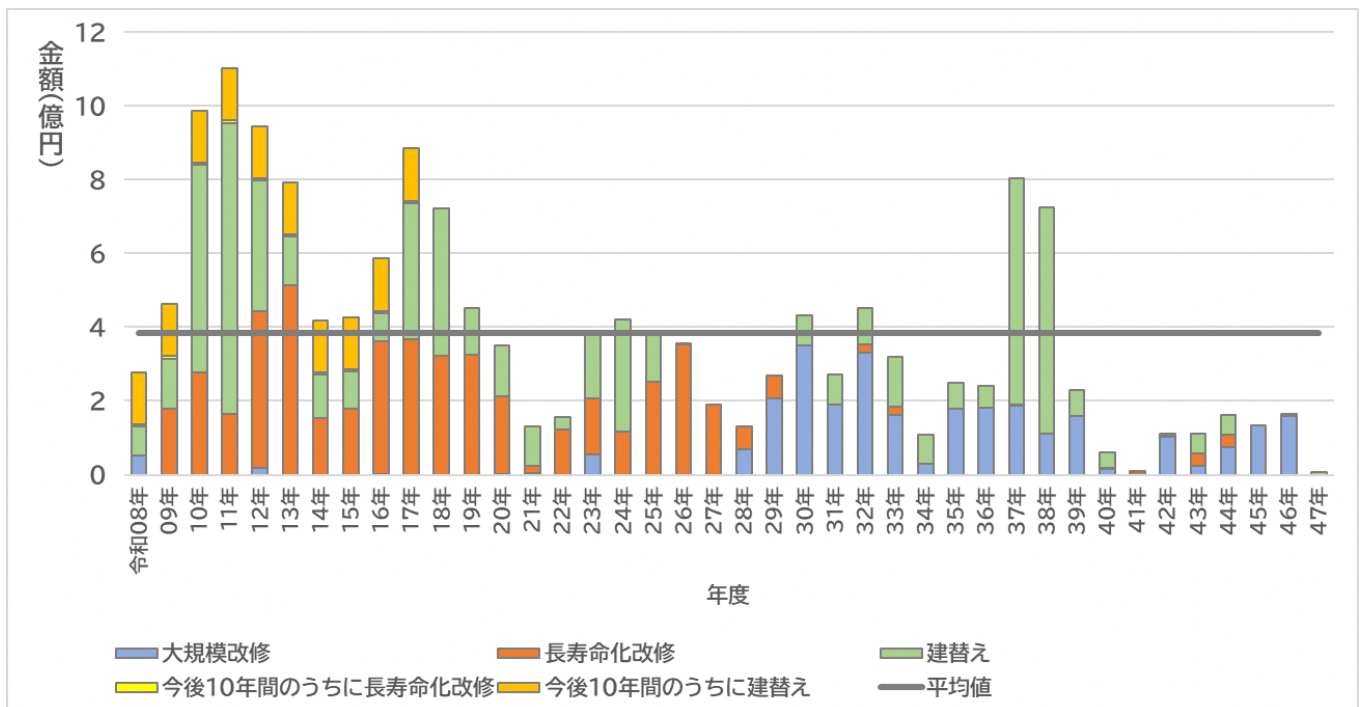
施設用途	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設用途	更新年数	更新単価
道路(一般道路)	15 年	4,700 円/㎡
橋りょう	60 年	425,500 円/㎡
上水道	50 年	124,134 円/m
下水道	50 年	124,134 円/m

(2) 建築系公共施設の長寿命化対策を反映した場合の見込み

予防保全的に長寿命化対策を行い、建物を 80 年使用した場合の維持更新費用を算出しました。その結果、今後 40 年間で約 154.2 億円(年平均 3.9 億円)かかる試算となりました。長寿命化を図ることで、単純更新の場合より、総額億円、年平均 1.7 億円の削減が見込まれます。

建築系公共施設長寿命化型更新費用推計結果



長寿命化型更新費用推計の試算条件

項目	条件
更新費用の推計額	事業費ベースでの計算とする。 (一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。)
計算方法	延べ床面積×更新単価 大規模改修単価:建替えの2.5割と想定しこの想定単価を設定する。 長寿命化改修単価:建替えの6割と想定しこの想定単価を設定する。
耐用年数	鉄筋コンクリート造、鉄骨造は長寿命化を図り80年とする。
大規模改修	建設後20年、60年で行うものとする。ただし、建替え、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない。
長寿命化改修	建築後40年で行うものとする。改修等の実施年を過ぎたものは、今後10年以内に行うものとして計算。

長寿命化型の更新費用推計に関する設定・更新単価

施設用途分類	大規模改修		長寿命化改修		建替え	
	単価 ※建替えの 25%	改修 時期	単価 ※建替えの 60%	改修 時期	単価	改修 時期
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、	10万円/㎡	20年 60年	24万円/㎡	40年	40万円/㎡	80年
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設	9万円/㎡	20年 60年	21.6万円/㎡	40年	36万円/㎡	80年
学校教育系施設、子育て支援施設、公園等	8.25万円/㎡	20年 60年	19.8万円/㎡	40年	33万円/㎡	80年
公営住宅	7万円/㎡	20年 60年	16.8万円/㎡	40年	28万円/㎡	80年

(3)土木系公共施設の更新費用の試算結果

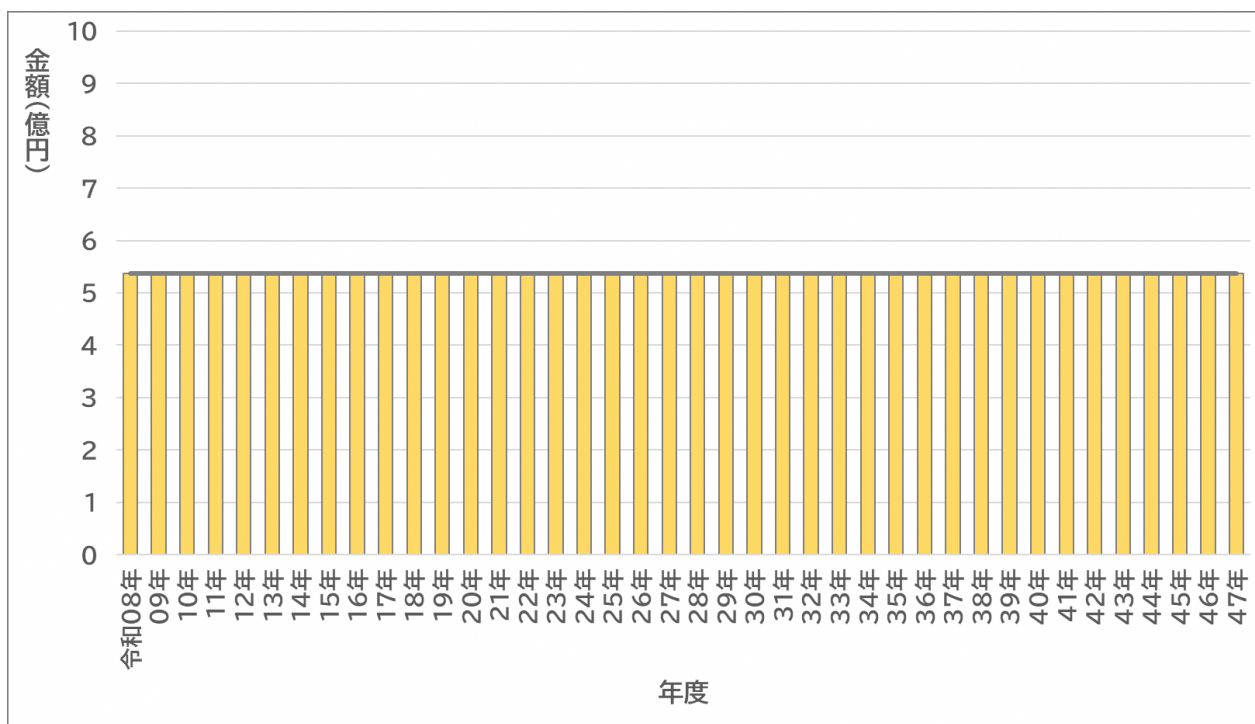
1. 道路

道路の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で215.0億円(年平均5.4億円)かかることが分かりました。直近5カ年の道路にかかる投資的経費をみると、年平均で約1.0億円であるため、今後、約5.4倍の費用がかかることになります。

道路の更新費用

今後40年間更新費用
215億円

1年あたり整備額
5.4億円



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

公共施設等更新費用試算ソフトの更新費用シミュレーション条件

- 計算方法

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算する。
- 更新単価

「道路統計年報 2009」(全国道路利用者会議)で示されている平成19年度の舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定する。

道路の直近5カ年の投資的経費

(単位:千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
令和元年度	86,951	0	0	86,951
令和2年度	142,741	0	0	142,741
令和3年度	63,239	0	777	64,016
令和4年度	123,573	0	1,557	125,130
令和5年度	128,219	0	0	128,219
合計	544,723	0	2,334	547,057
平均	108,945	0	467	109,411

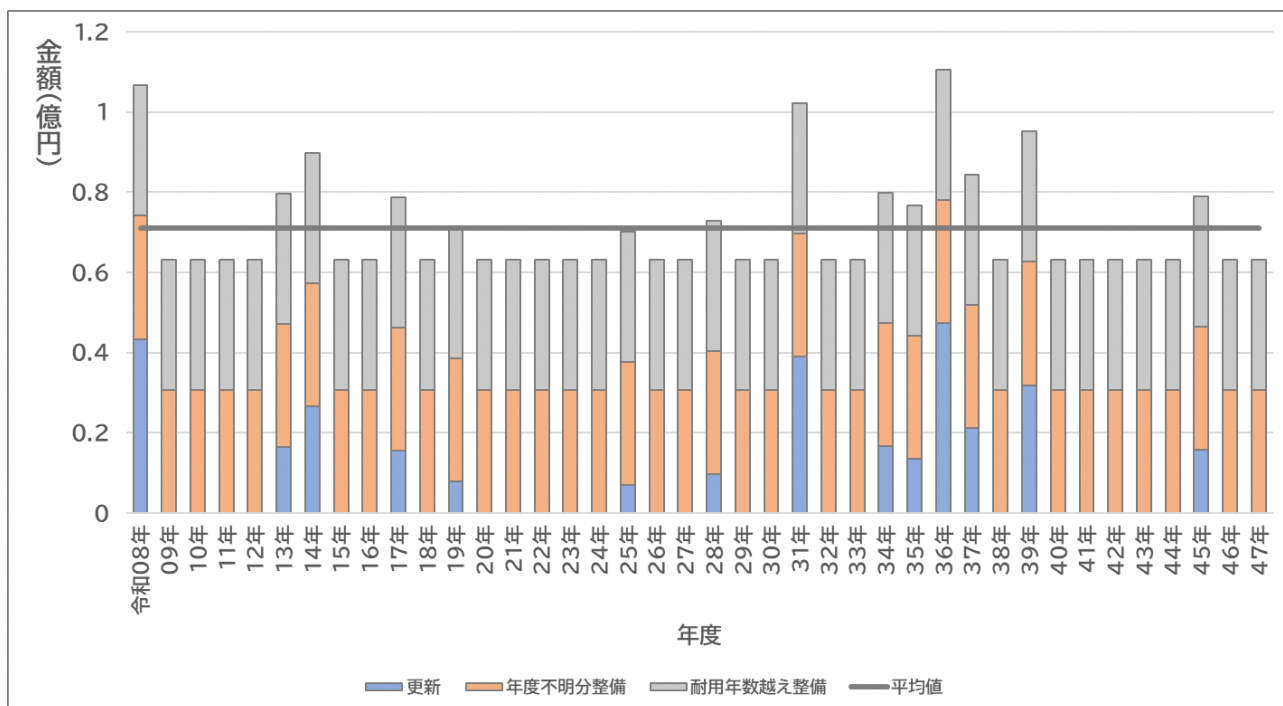
2. 橋りょう

橋りょうの将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で28.4億円(年平均0.7億円)かかることが分かりました。直近5カ年の橋りょうにかかる投資的経費をみると年平均で約3百万円であるため、今後、約23倍の費用がかかることとなります。

橋りょうの更新費用

今後40年間更新費用
28.4億円

1年あたり整備額
0.7億円



公共施設等更新費用試算ソフトの更新費用シミュレーション条件

- 計算方法

橋りょうは、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。

(1)PC 橋、(2)RC 橋、(3)鋼橋、(4)石橋、(5)その他

- 更新単価

現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新するが、それ以外の構造の場合は PC 橋として更新していくことが一般的なため、これを前提とする。

PC 橋は 425 千円/m²、鋼橋は 500 千円/m²

橋りょうの直近 5 カ年の投資的経費

(単位:千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	13,649	0	0	13,649
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
合計	13,649	0	0	13,649
平均	2,730	0	0	2,730

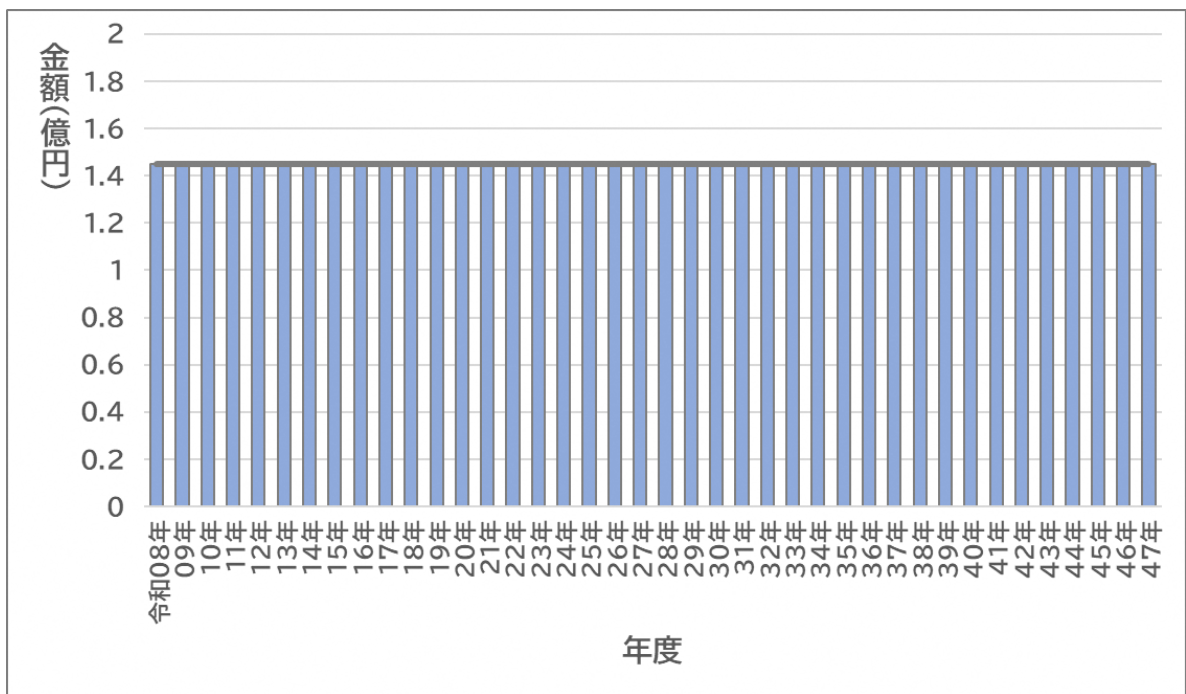
(4) 企業会計公共施設の更新費用の試算結果

1. 上水道施設

上水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で58.1億円(年平均1.5億円)かかることが分かりました。直近5カ年の上水道にかかる投資的経費をみると年平均で約0.2億円であるため、今後、約7.5倍の費用がかかることとなります。

上水道施設の更新費用

今後40年間更新費用 58.1億円
1年あたり整備額 1.5億円



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

上水道施設の直近5カ年の投資的経費

(単位:千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
令和元年度	0	69,186	0	69,186
令和2年度	0	1,210	0	1,210
令和3年度	21,439	9,174	0	30,613
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
合計	21,439	79,570	0	101,009
平均	4,288	15,914	0	20,202

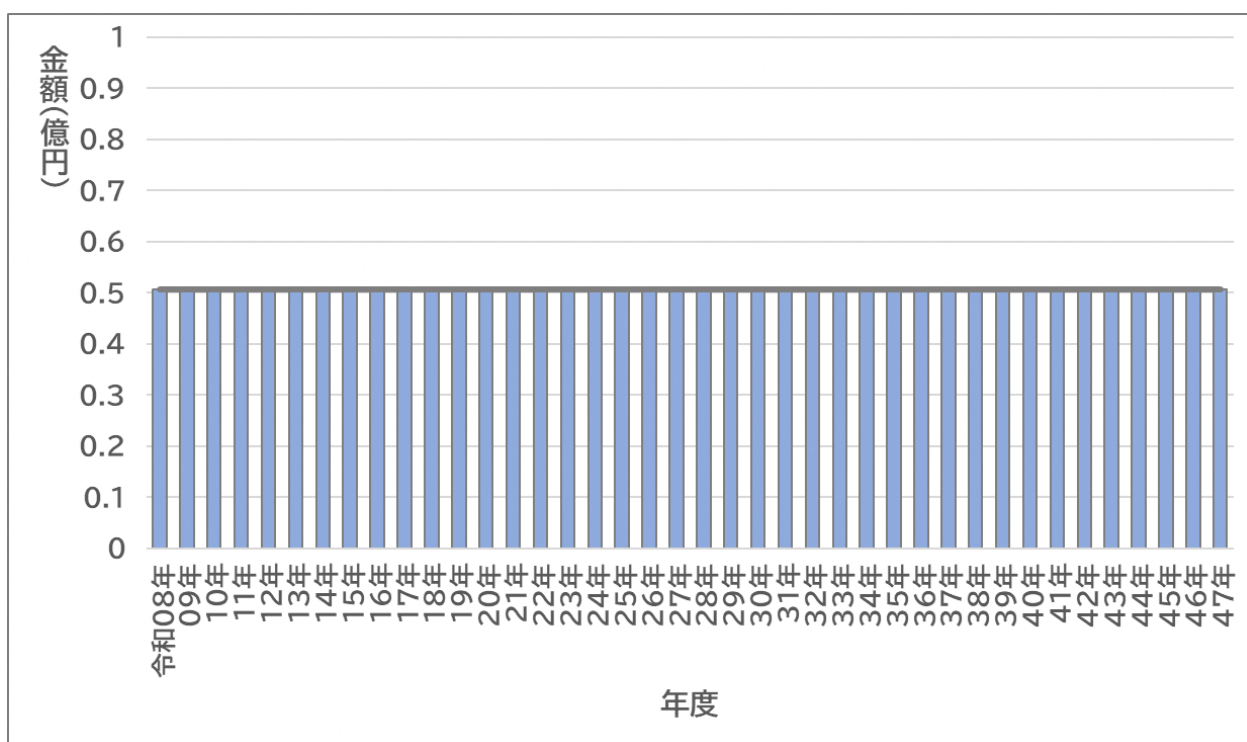
2. 下水道施設

下水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で20.2億円(年平均0.5億円)かかることが分かりました。直近5カ年の下水道にかかる投資的経費をみると年平均で約0.1億円であるため、今後、約5倍の費用がかかることになります。

下水道施設の更新費用

今後40年間更新費用
20.2億円

1年あたり整備額
0.5億円



(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定)

公共施設等更新費用試算ソフトの更新費用シミュレーション条件

- 計算方法

下水道については、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。

(1)コンクリート管、(2)陶管、(3)塩ビ管、(4)更生管、(5)その他

- 更新単価

コンクリート管等の管のときは更生工法(地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法)を前提とし、更生管のときは敷設替えを前提として単価を設定している。

コンクリート管、塩ビ管等は 124 千円/m、更生管は 134 千円/m

下水道施設の直近 5 力年の投資的経費

(単位:千円)

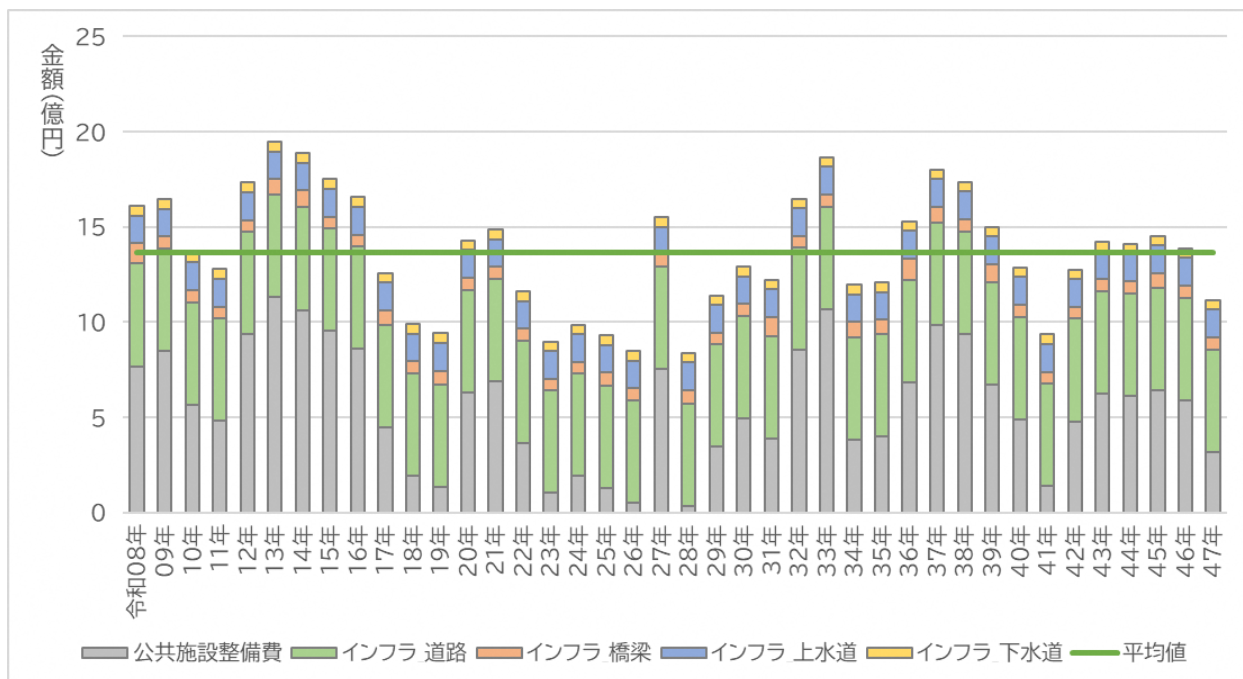
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
令和元年度	0	25,165	0	25,165
令和 2 年度	0	5,904	0	5,904
令和 3 年度	0	13,209	0	13,209
令和 4 年度	0	5,461	0	5,461
令和 5 年度	0	6,412	0	6,412
合計	0	56,151	0	56,151
平均	0	11,230	0	11,230

(5) 公共施設全体の更新費用

建築系、土木系、企業会計すべての更新費用を試算した結果、今後 40 年間で 545.9 億円(年平均 13.6 億円)かかることが分かりました。

直近5カ年の全体にかかる投資的経費は年平均約 3.0 億円ですので、毎年 10.7 億円不足することが予測されます。

公共施設全体の更新費用



建築系、土木系、企業会計公共施設全体の投資的経費(※端数切り上げのため合計が合わない場合があります。)

		建築系	土木系	企業会計	合計
更新費用(40年間平均)		5.6 億円	6.1 億円	2.0 億円	13.7 億円
投資的経費	5カ年平均	1.6 億円	1.1 億円	0.3 億円	3.0 億円
不足分	5カ年平均	4.0 億円	5.0 億円	1.7 億円	10.7 億円

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 公共施設における現状と課題

(1)施設の老朽化

建築系公共施設のうち、大規模改修が必要とされる築30年を経過した建物が4割以上を占め、昭和56年の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の約2割を占めています。

今後、老朽化した施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となりますが、特に、施設面積の大きい学校教育施設の改修や更新の時期には大きな費用がかかることが懸念されます。

(2)財源の不足

建築系、土木系、企業会計を含むすべての公共施設について更新費用を試算した結果、今後40年間で約545.9億円(年平均約13.6億円)が必要となる見込みです。これは、直近5年間の投資的経費(年平均約3.0億円)と比較すると、単純試算では毎年約10.7億円の財源不足が生じる水準となっています。国庫補助制度や有利な地方債等の財源措置を最大限活用しながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

(3)住民ニーズの変化

町の人口は減少傾向にあり、年少人口と生産年齢人口は、減少を続けています。老年人口は増加していますが、今後は減少に転じることが予測されています。人口構成の変化や多様化する住民ニーズに応じた公共施設のあり方を考えていく必要があります。

2 全体目標

公共施設における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、全体目標を設定します。公共施設(建築系施設)とインフラ系(土木系施設、企業会計施設)に大別し、公共施設については、新規整備を抑制すると共に、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。

建築系公共施設

(1)必要性を検証する

- ・公共施設ごとに、施設の目的や位置付けなどを確認し、今後も町がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性について再検証する。

(2)機能性の向上を検討する

- ・施設の整備や配置を進めていくにあたり、行政分野の枠を超えた行政サービス(ワンストップサービス等)について検討する。

(3)公平性を確保する

- ・施設の利用状況や配置状況などを基に、利用機会の公平性を確保しながら、使用料等の見直しを行う。

(4)新規整備は原則として行わない

- ・長寿命化、維持補修などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は極力控える。
- ・新規整備が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果、人口比率の変化を考慮し施設の規模などを検討する。

(5)施設を更新(建替え)する場合は複合施設を検討する

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた施設や土地は、活用・処分を検討する。

(6)施設総量(総床面積)を縮減する

- ・用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能については、統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

(7)施設コストの維持管理、運営コストを縮減する

- ・PPP⁴／PFI⁵など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

(8)更新費用を推計額より 78.1%圧縮する

- ・公共施設等の更新費用推計結果により、過去 5 年の投資的経費と比較すると年平均 10.7 億円の不足が発生する。(1)～(7)の取組みを実施し、更新費用を今後 40 年間で、78.1%圧縮する。

土木系公共施設

(1)現状の投資額(一般財源)を維持する

- ・現状の投資額(一般財源)を維持、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

(2)ライフサイクルコストを縮減する

- ・長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。
- ・PPP／PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

⁴ PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組みの総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

⁵ PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

3 公共施設等の維持管理方針

(1)点検・診断等の実施方針

- ・建物を安全で快適な状態で使っていくために総合的な管理運営や定期的な保守・点検を行います。
- ・個々の施設の保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。
- ・耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。経年的な施設の状況を把握するため、定期的に診断を行い、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」ではなく、計画的にメンテナンスを行う「予防保全」の取組みを進めます。これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルコストを縮減します。
- ・更新・改修については、(6)統合や廃止の推進方針と整合性を図り実施します。
- ・更新・改修にあたっては、施設の用途や構造特性を踏まえつつ、木質化や木材利用の可能性を検討し、快適性の向上及び環境負荷の低減に配慮した整備を行います。

(3)安全確保の実施方針

- ・危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施します。
- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4)耐震化の実施方針

- ・公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。計画の対象にない、その他の一定規模以上の公共施設についても耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組むこととします。

(5)長寿命化の実施方針

- ・建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めるとともに、構造種別に応じた適切な維持管理を行うことで、耐用年数を超えてできるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取り組みます。

- ・大規模改修工事を実施した場合は、建替え周期を60年とし、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用することを検討します。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設については、議会や住民に状況を十分に説明した上で、廃止・除却を行います。また類似、重複した機能を有する施設を更新する場合には、施設の集約化や機能統合等を検討します。
- ・住民ニーズや社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することで、既存施設の更新費の抑制を図ります。また、有償での売却や貸付けを行うなど、財源確保の手段としても有効に活用します。

(7) インフラ系公共施設の維持管理方針

- ・道路、橋りょう、上水道、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえ、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。
- ・維持管理方針、管理水準については、施設の状況、財政状況等に応じ、適宜見直しを行います。
- ・定期的な点検により劣化状況等の把握を行い、点検で収集したデータについては蓄積し管理します。
- ・点検結果に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定します。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定、令和2年12月22日一部改正)における考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(9) 公共施設における木材利用・木質化の推進方針

- ・公共施設等の新築、更新、改修にあたっては、「南小国町建築物等木材利用促進基本方針」との整合を図り、脱炭素社会の実現、地域資源の有効活用及び地域経済の活性化の観点から、木材の積極的な利用を推進します。
- ・低層(3階建て以下)の公共施設については、原則として木造による整備を検討するとともに、構造形式にかかわらず、床、壁、天井等の内装について木質化を積極的に図ります。特に、利用者の目に触れる機会の多い空間については、木材の持つ温かみや快適性を活かした整備に努めます。

- ・木材の利用にあたっては、建設コストのみならず、維持管理、修繕、更新及び解体・廃棄までを含めたライフサイクルコストを考慮し、劣化対策や維持管理のしやすさに配慮した設計・施工を行うことで、公共施設の長寿命化を図ります。
- ・あわせて、町内産及び県内産の木材の優先的な利用に努め、地産地消の推進を通じて、森林資源の循環利用及び林業振興に寄与する施設整備を進めます。

(10)保有する財産の活用や処分に関する基本方針

- ・町が保有する財産は、各々所管する部局が管理、運営しているため、より一層の有効活用を図るためには、「情報の把握」から有効活用にあたっての「意思決定」、そして「進捗管理」について縦割りを排除し、一元的に行うことが必要です。そのため、事務局及び意思決定のための組織を新たに設け、全庁的に統一したプロセスにより着実な取組みを推進します。

4 計画のフォローアップの実施方針等

維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し定期的に検討会を実施することにより、情報管理・共有を図りながら、計画の進捗状況確認を行います。また、施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、トータル管理コストの低減、年度間の管理費の平準化の視点で、管理方策や更新施設の優先順位等について検討するとともに、計画の見直しについて検討します。これらの検討結果は、議会へ報告するとともに、ホームページなどを活用して町民に公表します。

また、今後新たな公会計制度を導入する中で、固定資産台帳の整備を行い、各施設の管理コストを明確にし、計画の精度向上に努めます。

第4章 施設類型ごとの基本方針

1 建築系公共施設

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

(1)施設数に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方を見直します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用しますが、将来的には、人口の推移、町の財政状況、及び施設の経営状態等を注視しながら、広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。

施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は、売却、貸し出し、除却等について検討します。

(2)施設保全に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(3)コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の施設保全に係る委託費については、各施設の共通する業務委託について、仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

(4)PPP/PFIの活用検討に関する基本的な考え方

建築系公共施設の更新、改修及び維持管理にあたっては、財政負担の軽減及び平準化並びに管理運営の効率化を図るため、民間事業者の技術力や運営ノウハウを活用するPPP/PFI手法の導入可能性について検討します。

1. 学校教育系施設

(1) 学校

① 施設状況

施設概要

下表は、学校施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。学校施設には、小学校が3校と中学校が1校あります。すべての学校が築30年を超えています。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
中原小学校	2,231	昭和62年
市原小学校	4,398	昭和45年
りんどうヶ丘小学校	2,861	平成2年
南小国中学校	4,372	昭和53年

② 施設の基本方針

学校規模の適正化においては、文部科学省が平成27年1月27日に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を参考に、児童生徒数の予測を踏まえ、町の学校基本方針、財政状況、建物の老朽化状況及び地域の実情等を考慮したうえで施設規模の適正化を図ります。

また、老朽化に伴い大規模改修や建替えを実施する際には、他の施設との集約化や複合化を検討します。

③ 計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
南小国中学校 校舎1	電気設備改修	令和8年度
南小国中学校 校舎2	電気設備改修	令和8年度
南小国中学校 校舎3	電気設備改修	令和8年度
南小国中学校 校舎4	電気設備改修	令和8年度
南小国中学校 校舎5	電気設備改修	令和8年度
南小国中学校 屋内運動場	電気設備改修	令和8年度

施設名称	対策の種類	実施年度
南小国中学校_校舎1	空調設備改修	令和8年度
南小国中学校_校舎2	空調設備改修	令和8年度
南小国中学校_校舎3	空調設備改修	令和8年度
南小国中学校_校舎4	空調設備改修	令和8年度
中原小学校_校舎	電気設備改修	令和8年度
中原小学校_更衣室	電気設備改修	令和8年度
中原小学校_屋内運動場	電気設備改修	令和8年度
中原小学校_校舎	空調設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎1	電気設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎2	電気設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎3	電気設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎4	電気設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎5	電気設備改修	令和8年度
市原小学校_便所	電気設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎1	空調設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎2	空調設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎3	空調設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎4	空調設備改修	令和8年度
市原小学校_校舎5	空調設備改修	令和8年度
りんどうヶ丘小学校_校舎	電気設備改修	令和8年度
りんどうヶ丘小学校_校舎	空気設備改修	令和8年度

(2) その他教育施設

① 施設状況

施設概要

その他教育施設には南小国町学校給食センターと南小国中学校校寄宿舎があります。南小国町学校給食センターは、築48年が経過しています。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
南小国町学校給食センター	343	昭和53年
南小国中学校校寄宿舎	984	平成5年

② 施設の基本方針

南小国町学校給食センターは、継続して使用しますが、老朽化が進んでいることから、改修や建替え等については、今後、検討していきます。また、児童生徒数の変動や学校の再編等に合わせ、適宜、あり方の見直しを行います。

老朽化に伴い大規模改修や建替えを実施する際には、PPP/PFI等の活用も検討します。

南小国中学校校寄宿舎は、継続して使用しますが、生徒数の変動や学校の再編等に合わせ、適宜、あり方の見直しを行います。

③ 計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
南小国町学校給食センター	建替え	令和10年度

2. 町民文化系施設

①施設状況

施設概要

町民文化系施設には集会施設が該当します。下表は、町民文化系施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。コミュニティセンターが最も古く、築37年経過しています。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
べっちゃん館	495	平成15年
公民館星和分館	1,701	平成2年
公民館波居原分館	1,027	平成12年
公民館満願寺分館	298	平成27年
コミュニティセンター	378	昭和64年
南小国町木材拠点施設	124	平成28年

②施設の基本方針

町民文化系施設については、施設の利用状況を踏まえ、財政状況及び地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図るとともに、地区で管理している施設は地区への移管も検討します。老朽化した施設については、遊休施設の利用や他施設との複合化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な施設は改修や建替えを行います。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
公民館星和分館	電気設備改修	令和8～9年度
公民館波居原分館	電気設備改修	令和8～9年度

3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

①施設状況

施設概要

下表は、スポーツ施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。スポーツ施設には町民プール、山村広場が該当します。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
町民プール	375	昭和 54 年
南小国町山村広場	151	昭和 63 年
山村広場第 2 広場	918	昭和 63 年

②施設の基本方針

スポーツ施設は、継続して使用しますが、老朽化が進んでいることから、改修や建替え等については、今後、検討していきます。また、町民プールについては、利用状況や学校のプール施設等の利用状況等を考慮し、適宜、施設のあり方の見直しを行います。

老朽化に伴い大規模改修や建替えを実施する際には、PPP/PFI 等の活用も検討します。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、特にありません。

(2)レクリエーション施設・観光施設

①施設状況

施設概要

下表は、レクリエーション・観光施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。黒川温泉ふれあい広場、南小国町総合物産館が築34年となっています。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
黒川温泉ふれあい広場	-	平成3年
南小国町総合物産館	497	平成3年
南小国町交流促進センター	1,903	平成6年

②施設の基本方針

レクリエーション・観光施設については、継続して利用することとしますが、今後の運営状況等を踏まえ、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方を適宜見直していきます。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、特にありません。

4. 産業系施設

①施設状況

施設概要

下表は、産業系施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。産業系施設は、農産物加工所が築34年経過しています。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
農産物加工所	103	平成3年
マイタケ生産施設	681	平成7年
農産物直売所	73	平成5年

②施設の基本方針

産業系施設については、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図るとともに、老朽化した施設については、他施設との集約化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な施設は改修や建替えを行います。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
農産物加工所	空調整備改修	令和8年度
マイタケ生産施設	解体	令和9年度

5. 子育て支援施設

①施設状況

施設概要

下表は、子育て支援施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。子育て支援施設には、保育園が該当します。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
市原保育園	649	昭和 64 年
中原保育園	303	昭和 56 年
黒川保育園	258	平成 29 年

②施設の基本方針

熊本地震に伴う災害復旧事業により黒川保育園は、平成29年に建替え移転を行っていますが、市原保育園及び中原保育園においては施設の老朽化が進行していることから大規模改修又は建替えが必要な状況となっています。

一方で、少子化の進行等により園児数の減少傾向が見られ、将来的な保育需要の変化や、施設の効率的な維持管理が求められることから、これらを総合的に勘案し、中原保育園を市原保育園に統合のうえ、新たな保育施設として建替える方向で検討します。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
市原保育園	保育園_更新	令和 10 年～令和 12 年度
市原保育園	保育園_除却	令和 11 年～令和 13 年度
中原保育園	保育園_除却	令和 9 年～令和 12 年度

6. 保健・福祉施設

①施設状況

施設概要

下表は、保健・福祉施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。保健・福祉施設には、介護予防施設や地域福祉センターが該当します。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
介護予防拠点施設(さくら荘)	120	平成 11 年
介護予防拠点施設(中原元気プラザ)	264	平成 13 年
介護予防関連施設(湯夢プラザ)	443	平成 14 年
南小国町地域福祉センター	1,257	平成 8 年
旧グループホーム森園	364.9	平成 23 年

②施設の基本方針

保健・福祉施設については、継続して利用することとしますが、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方を適宜見直していきます。

老朽化に伴い建替え等を検討する際は、遊休施設の利用や他施設との複合化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な場合は改修や建替えを行います。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
旧グループホーム森園	用途変更のための改修	令和 8 年度

7. 医療施設

①施設状況

施設概要

下表は、医療施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。医療施設には、歯科診療施設(きよら歯科)が該当します。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
歯科診療施設(きよら歯科)	153	平成10年

②施設の基本方針

医療施設については、継続して利用することとしますが、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方を適宜見直していきます。

老朽化に伴い建替え等を検討する際は、遊休施設の利用や他施設との複合化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な場合は改修や建替えを行います。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、特にありません。

7. 行政系施設

①施設状況

施設概要

下表は、行政系施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。行政系施設には、役場庁舎、消防詰所、防災施設等が該当します。南小国町役場は、平成27年度に建替えを行っています。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
南小国町役場	2,764	平成27年
消防詰所(竹の熊)	52	平成24年
消防詰所(志津)	65	平成26年
消防詰所(瓜上)	44	平成28年
消防詰所(上中原)	52	平成25年
消防詰所(杉田)	72	平成24年
消防詰所(湯田)	76	平成27年
消防詰所(矢田原)	44	平成28年
消防詰所(滝下)	55	平成27年
消防詰所(波居原)	23	平成13年
消防詰所(黒川)	58	平成27年
消防詰所(星和)	54	平成22年
消防詰所(田の原)	46	平成22年
消防詰所(白川)	51	平成23年
消防詰所(荒倉)	52	平成25年
消防詰所(扇)	51	平成22年
消防詰所(小田)	52	平成23年
消防詰所(市原)	50	昭和62年
消防詰所(坂の下)	49	平成23年
消防詰所(脇戸)	60	平成26年
消防詰所(樋ノ口)	56	平成25年
消防詰所(馬場)	70	平成24年
消防詰所(吉原)	60	平成27年
防災無線中継施設	5	昭和52年

②施設の基本方針

南小国町役場については、新しい施設のため、今後も維持していきませんが、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方を適宜見直していきます。建物については、定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実施し、計画的に施設の更新・修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

消防詰所については、消防団の再編等に合わせて、施設の移転や周辺施設との機能統合等を検討するなど、適宜見直しを行います。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
南小国町役場	電気設備改修(執務スペース LED 照明)	令和8年度

9. 公営住宅

①施設状況

施設概要

下表は、公営住宅の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。公営住宅は1970年代から建設されており、築30年を超える施設が多くなっています。最も古い施設は築53年が経過しています。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
市原団地	5,384	昭和54年
杉田団地	2,440	平成14年
矢津田団地	1,187	平成13年
中原団地	698	平成20年
満願寺団地	779	平成3年
黒川団地	280	昭和47年
西黒川団地	708	昭和51年
北黒川団地	629	昭和57年

②施設の基本方針

南小国町では、令和6年2月に改訂した「南小国町公営住宅等長寿命化計画(第二期)」に基づき、計画的な維持管理と長寿命化を推進することとします。

・維持管理の方針

- ① 町営住宅の整備・管理データを団地・棟単位で整理し適正なストック管理を図る。
- ② 定期的な点検を実施し、劣化状況を把握した上で早期対応及び予防保全に努める。
- ③ 各住宅の修繕・改善履歴データを整備し、計画的な修繕及び更新の効率化を図る。

・長寿命化の方針

- ① 予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図る改修を計画的に実施し、長期的な利用を可能とする。
- ② 劣化状況や住環境の改善需要に応じて、長寿命化型の改善事業の推進を図る。
- ③ 改修・補修の周期を延長し、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ④ 国・県の支援制度等を活用し、持続可能な公営住宅ストックマネジメントを推進する。

・建替えに関する方針

- ① 多様なライフスタイルや世帯構成の変化に対応し、子育て世帯から高齢者世帯まで幅広い住民ニーズに応じた住宅の提供を図る。
- ② 高齢化の進行や地域コミュニティの維持を考慮し、良好な居住水準を確保するための改善事業を実施する。
- ③ 将来的な建替えに際しては、団地の集約化や地域コミュニティ形成に資する再編を検討し、効率的な配置及び規模を図る。

・施設毎の方針

修繕対応 : 全団地
 個別改善 : 市原団地、杉田団地、矢津田団地、満願寺団地
 建替 : 該当なし
 用途廃止 : 黒川団地、西黒川団地

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
市原団地	外壁等改修(長寿命化)	令和8年度・令和9年度
矢津田団地	外壁等改修(長寿命化)	令和11年度
満願寺団地	外壁等改修(長寿命化)	令和12年度
杉田団地	外壁等改修(長寿命化)	令和13年度・令和14年度

9. 公園

①施設状況

施設概要

下表は、公園施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。公園の建物はトイレなどが該当します。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
すずめ地獄公園屋外トイレ	21	平成6年
親水公園	7	平成22年
公衆トイレ(黒川・つじの廁)	16	平成15年

②施設の基本方針

公園施設については、今後も維持していくこととしますが、建物については、定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実施し、計画的に施設の更新・修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、特にありません。

11. 供給処理施設

①施設状況

施設概要

下表は、供給処理施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。その他の施設には浄化センター、クリーンセンターが該当します。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
みなみ浄化センター	574	平成18年
クリーンセンター中原	115	平成10年

②施設の基本方針

供給処理施設は、今後も維持していくこととしますが、建物については、定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実施し、計画的に施設の更新・修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

③計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、特にありません。

12. その他

①施設状況

施設概要

下表は、その他の施設の施設名称、施設面積、建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。その他の施設には公衆トイレ、倉庫、教職員住宅等が該当します。

施設名称	施設面積(m ²)	建築年度(年度)
役場横バス待合所・トイレ	29	平成7年
バス待合所(バイパス)	11	昭和62年
満願寺公営駐車場(公衆トイレ)	16	平成3年
石転資材倉庫	54	平成4年
瀬の本倉庫・駐車場	46	平成2年
中原教職員住宅	60	平成10年
市原小学校教職員住宅	205	昭和54年
矢津田教職員住宅	760	昭和62年
南小国町営農林業担い手住宅(黒川)	300	平成5年
中学校教職員住宅	62	平成11年
CATVセンター	252	平成15年
移動通信用鉄塔(満願寺)	264	平成13年
移動通信用鉄塔(星和)	16	平成22年
移動通信用鉄塔(薊原)	36	平成22年
移動通信用鉄塔(小原)	23	平成22年
移動通信用鉄塔(八ヶ部)	89	平成22年
移動通信用鉄塔(永山)	39	平成22年
公衆トイレ(杉田)	3	昭和62年
南小国町営農林業担い手住宅(志津)	120	平成3年
まちづくり住宅	438	昭和54年
生活体験施設	174	平成9年
黒川温泉駐車場(トイレ)	15	平成30年
暮らし体験住宅	241	昭和52年

②施設の基本方針

その他の施設については、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図ります。また、建物については、定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実施し、計画的に施設の更新・修繕を行うことで、ライフサイクルコストの削減を図ります。

④ 計画期間の対策内容

計画期間に予定している対策は、以下の通りです。

施設名称	対策の種類	実施年度
役場横バス待合所・トイレ	耐震化改修	令和10年度
市原小学校教職員住宅	解体	令和8年度

2 土木系公共施設

(1) 道路(町道・林道)

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

【町道】

- ・構造物(舗装、道路付属物等)毎に、定期的に点検・診断を実施する。
- ・舗装については、舗装の健全度、FWDたわみ量、ひび割れ率等の管理指標を把握して、舗装の性能、サービス水準に応じて設定した管理目標(健全度MCI3.5、たわみ量より残存等値換算厚、ひび割れ率40%)を下回る路線や区間を抽出し、最も効率的な維持補修計画を策定する。
- ・道路土工・構造物については、直高H=5.0m以上を点検対象とし、遠方目視点検を実施する。修繕を必要とする構造物については、近接目視点検をおこない修繕工法を選定する。
- ・道路の計画的な施設管理を行うため、市が管理する道路において、予防保全型の道路(舗装)施設管理計画を策定する。
- ・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。

【林道】

- ・林道については、町道の維持管理方針に準じて管理を行う。

(2) 橋りょう

南小国町では、平成30年11月に「橋梁個別施設計画」を策定し、令和6年3月には「橋梁長寿命化修繕計画」を改定しました。町が管理する137橋について、損傷が小さい段階で計画的に補修を行う予防保全型の管理へ転換することにより、橋りょうの長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。また、橋りょう点検(近接目視)を道路法に基づき5年ごとに実施し、健全性の診断結果や対策区分に応じて修繕計画の見直しを行います。

・点検の実施方針について

点検は「日常点検」「定期点検」「異常時点検」に区分し、「南小国町橋梁点検マニュアル」及び「橋梁点検現場作業手順」に基づいて実施します。日常点検では、土砂詰まりの除去など小規模な補修をこまめに行い、排水機能を維持することで伸縮装置や支承部への浸水を防ぎ、橋の延命化につなげます。さらに、ドローンやロボットカメラ等の新技術を活用し、効率的かつ高度な点検・修繕体制の確立を目指します。

・今後の修繕予定

令和6年度から令和10年度にかけて、要求性能および健全度の評価に基づき、損傷の進行が懸念される橋りょうから優先的に修繕を実施します。具体的には、主要路線上の重要橋梁を中心に、令和6・7年度に早期措置が必要な橋を対象とした補修工事を進め、令和8年度以降は予防保全段階の橋を順次対応します。また、通行量が少なく迂回路が確保できる橋梁については、統廃合・撤去も含めた効率的な維持管理を検討します。これにより、安全で持続可能な道路ネットワークの確保と維持管理コストの最適化を図ります。

(3)河川

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

・維持管理に関する方針について

点検の実施方針、方法、優先度評価、対策、記録などのメンテナンスサイクル構築を目的とした河川維持管理計画を策定します。

豪雨時においても河川として機能が維持できるように、点検等で得た情報を基に計画的な修繕や浚渫、設備等の更新を実施し、安全を確保していきます。また、河川の修繕等の実施についても、緊急性などを判断し、限られた財源の中で効果的に施設を保全していきます。

3 企業会計施設

(1) 上水道施設

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

【施設】

- ・予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努めます。
- ・施設毎の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図ります。

【管路】

- ・管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施します。
- ・管路の計画的な施設管理を行うため、町が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
- ・施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

(2) 下水道施設

【施設】

- ・予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努めます。
- ・施設毎の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図ります。

【管路】

- ・管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施します。
- ・管路の計画的な施設管理を行うため、町が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
- ・施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

南小国町 公共施設等総合管理計画

令和 8 年 3 月改訂

編集：南小国町総務課

〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143

TEL 0967-42-1111 FAX 0967-42-1122

URL <http://www.town.minamioguni.kumamoto.jp/>